

空調夏期契約選択約款

令和4年11月1日

秋田県男鹿市

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	3
9. その他	3
附 則	4
(別 表)	
1. 適用区分	4
2. 早収料金の算定方法	4
3. 料金表（空調夏期契約）	6

空調夏期契約選択約款

1. 目的

この選択約款は、負荷の調整を図ることができ、かつ、ガス製造設備および供給設備の効率的利用が推進される場合で、合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

市は、この選択約款を変更することがあります。この場合、使用者との需給契約の内容は、変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「契約使用可能量」とは、空調用熱源機の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し 3.6 を乗じた値（小数点以下切り捨て）をいいます。ただし、1 立方メートル未満の場合は 1 立方メートルとします。
- (2) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により課される消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「単位料金」とは、8 に定める基準単位料金（税抜）又は調整単位料金をいいます。
- (5) 「基本料金（税込）」、「定額基本料金（税込）」、「流量基本料金単価（税込）」及び「基準単位料金（税込）」とは、基本料金、定額基本料金、流量基本料金単価及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第 63 条の 2 の規定に基づき記載いたします。
- (6) 「基本料金（税抜）」、「定額基本料金（税抜）」、「流量基本料金単価（税抜）」及び「基準単位料金（税抜）」とは、基本料金、定額基本料金、流量基本料金単価及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

使用者が、空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を計量する専用のガスメーターを設置する場合には、市に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) 使用者は、適用する料金その他の供給条件を定めた空調夏期契約を契約していただきます。
- (2) 使用者は、新たにこの契約約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。

- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12箇月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12箇月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において市とお客様の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12箇月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 本契約の契約期間満了前に解約又は供給約款に定める一般契約への変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、市は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（5において同じ）。
- (5) 市は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（一般契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 市は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント増したものを（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 市は、5月使用分（5月検針日の翌日から6月検針日まで）から10月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの期間については、別表の料金表を適用して早収料金又は遅収料金を算定し、11月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）までの期間については、供給約款に定める一般契約の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 市は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金（税抜）

に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の2（4）のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金（税抜）＋0.10円×原料価格変動額／100円
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金（税抜）－0.10円×原料価格変動額／100円

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

（2）（1）に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、次のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

66,710円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表の2（4）に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）、トン当たりのLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たり国産天然ガス平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とする。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.1688 \\ &\quad + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.1450 + \text{トン当たり} \\ &\quad \text{国産天然ガス平均価格} \times 0.7217 \end{aligned}$$

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

- ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. その他

その他の事項については、男鹿市ガス供給条例を適用いたします。

附 則

(施行期日)

- 1 この選択約款は、平成28年4月1日から施行します。

(経過措置)

- 2 この選択約款の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給しているガスの使用で施行日を含む料金算定期間に係る料金については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この選択約款は、平成29年4月1日から施行します。

(経過措置)

- 2 この選択約款の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給しているガスの使用で施行日を含む料金算定期間に係る料金については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この選択約款は、令和元年10月1日から施行します。

(経過措置)

- 2 この選択約款の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給しているガスの使用で施行日を含む料金算定期間に係る料金については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この選択約款は、令和4年11月1日から施行し、検針日がこの選択約款の施行の日の前の料金算定については、なお従前の例による。

(別 表)

1. 適用区分

料金表 空調夏期契約に適用いたします。

2. 早收料金の算定方法

(1) 早收料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。

(2) 基本料金（税抜）は、定額基本料金（税抜）と流量基本料金（税抜）の合計といたします。

流量基本料金（税抜）は、流量基本料金単価（税抜）に契約可能使用量を乗じた額といたします。

- (3) 従量料金は、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から同月28日（うるう年は同月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定期間に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表（空調夏期契約）

（1）定額基本料金

1 箇月およびガスメーター1 個につき	3, 630. 0000 円（税込）
	3, 300. 00 円（税抜）

（2）流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	616. 0000 円（税込）
	560. 00 円（税抜）

（3）基準単位料金

1 立方メートルにつき	99. 8030 円（税込）
	90. 73 円（税抜）

（4）調整単位料金

（3）の基準単位料金（税抜）をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。